

平成29年度 第1回

瑞穂町国民健康保険運営協議会会議録

平成29年10月31日

西 多 摩 郡 瑞 穂 町

平成29年度 第1回 瑞穂町国民健康保険運営協議会会議録

- 1 日 時 平成29年10月31日(火) 午後1時30分から午後2時30分
- 2 場 所 瑞穂町役場 3階 全員協議会室
- 3 出席者 会長 村上 文男
委員 根本 忠 委員 中田 利子
委員 倉内 邦雄 委員 新井 敏彦
委員 増田 英一 委員 嶋田 求治
委員 中野 さとみ 委員 岩田 松雄
委員 渋谷 俊悦 委員 會田 清江
- 4 欠席者 委員 小林 康弘

会議の説明に出席した者の職氏名

副町長	栗原 裕之		
住民部長	横澤 和也		
住民課長	吉野 久	税務課長	小野 基光
健康係長	鳥海 博幸	国保係長	池田 稔
国保係	保坂 知義		

- 5 議 題 (1) 瑞穂町国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代理の選出について
(2) 平成28年度瑞穂町国民健康保険特別会計の状況について
(3) その他
①今後の国民健康保険運営協議会開催予定日について
②国民健康保険被保険者資格証について
- 6 傍聴者 0名
- 7 配付資料 ① 会議次第
② (資料1) 平成28年度国民健康保険特別会計決算について
③ (資料2) 税率状況と医療・後期・介護に関する支出額と税収額の比較について
④ (資料3) 国民健康保険税額と一般会計その他繰入額との比較
⑤ 参考資料 国民健康保険制度改革
⑥ 税務課資料 平成28年度国民健康保険税の収納状況
⑦ 健康課資料 平成28年度事務報告書抜粋(健康係)
⑧ 国民健康保険必携
- 8 開 会 午後1時30分

(住民課長)

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は国民健康保険の担当課長であります住民部住民課長の吉野と申します。どうぞよろしく願いいたします。

国民健康保険運営協議会は、国民健康保険の運営に関し必要な意見の交換や審議、さらに町長への意見の具申等を行うために設けられた協議会でございます。委員の構成としましては、公益を代表する委員、保険医または保険薬剤師を代表する委員及び被保険者を代表する委員で、それぞれ4名ずつ計12名で構成されております。

なお、当協議会は瑞穂町審議会等の設置及び運営に関する指針第7条により、原則公開するものとなっております。

今回から新たな委員構成となりましたので、最初に栗原副町長から委嘱状を交付させていただきます。栗原副町長お願いいたします。

公益代表の「根本委員」お願いいたします。

--- 栗原副町長から根本委員へ委嘱状の交付 ---

代表者1名に交付し、他の委員方には机上配付とさせていただきます。

なお、本日、保険医代表の小林委員が欠席されていますが、本日の出席委員は11名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから平成29年度第1回国民健康保険運営協議会を開会させていただきます。

議事に入ります前に、栗原副町長からご挨拶を申し上げます。

(副町長)

本日は大変お忙しい中、瑞穂町国民健康保険運営協議会にご出席をいただき、誠にありがとうございます。ただ今、本運営協議会委員に委嘱いたしました。快くお受けいただき感謝申し上げます。

(中略)

今後も国民皆保険を持続するため、委員の皆様のお力添えをお願いするものです。結びに、秋もたけなわでございますが、皆様には、健康に留意し、益々のご活躍をお祈り申し上げます。挨拶といたします。

(住民課長)

ありがとうございました。

本日は第1回目の協議会ですので、新たに委員になられた方もいらっしゃいますので、会議に先立ちまして、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。

---公益代表・保険医代表・被保険者代表・事務局の順に自己紹介---

(住民課長)

ありがとうございました。

それでは協議に入ってください。本日は新しい任期の第1回目の運営協議会です。現在、会長が不在の状態となっておりますので、会長が決まるまでの間、住民部長が議長を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

(住民部長)

会長が選出されるまでの間、臨時議長を務めさせていただきます。住民部長の横澤です。

それでは、議題1「瑞穂町国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代理者の選出について」を議題といたします。

会長及び会長職務代理者の選出につきましては、国民健康保険法施行令第5条の規定により、「公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する」ことになっております。お配りしている名簿の上の欄の公益代表、倉内委員、根本委員、中田委員、村上委員の4名が公益を代表する委員でございます。

会長及び会長職務代理者の選出方法については、指名推選の方法により選任したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

---「異議なし」の発言あり---

(住民部長)

ご異議ないものと認め、会長及び会長職務代理者の選出につきましては指名推選の方法によることに決定いたしました。

それでは、公益代表委員の4名の中からどなたかのご指名をお願いしたいと思います。

(委員)

公益委員で4年間公益代表を務められた村上さんを推選したいと思います。

(住民部長)

ただいま、根本委員より、村上委員のご指名がございました。他にご意見はございませんか。よろしいでしょうか。特にご意見がないようですので、村上委員を会長に承認にすることにご異議ございませんか。

---「異議なし」の発言あり---

異議なしというお声をいただき、皆さんのご承認により根本委員に会長をお願いしたと存じますが、村上委員お引き受けいただけますでしょうか。

(委員)

はい。わかりました。

(住民部長)

ありがとうございます。それでは、会長には村上委員に決定させていただきます。会長が決まったところで、職務代理者をどなたかご指名いただければと思います。

(会長)

中田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(住民部長)

村上会長より中田委員のご指名をいただきました。皆様方、ご承認いかがでしょうか。

---「異議なし」の発言あり---

(住民部長)

ありがとうございます。異議なしということでございますので、会長職務代理者には中田委員ということで決定させていただきます。

私の方はこれで議長の任を終わらせていただきます。ありがとうございます。

(住民課長)

ありがとうございます。それでは、村上会長にごあいさつをお願いいたします。

(会長)

ただいま委員の皆様方からご推選をいただき会長という重責をお引き受けさせていただきました。国民健康保険は運営の厳しさから、平成30年度保険者の都道府県化へ制度改正が行われます。この大きな制度改正に対応していくため、委員の皆さんと一緒にがんばって努力していきたいと思っております。ご協力の程よろしく申し上げます。

(住民課長)

ありがとうございます。

栗原副町長につきましては、このあと、公務がありますので、ここで退席させていただきます。

--- 栗原副町長退席 ---

(住民課長)

それでは、村上会長には議長席に移っていただき、以後の進行をお願いいたします。

(議長)

それでは、規程により議長を務めさせていただきますが、議長という職務は不慣れですので議事進行がスムーズにいきますように皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

(議長)

瑞穂町国民健康保険運営協議会規則第十一条及び十二条で、会議録の作成と会議録署名について規程してあり、署名は議長及び議長の指名する2人以上の委員が署名するものとなっております。名簿の上から順に2名ずつ指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。

いたします。

本日の会議録署名委員には、根本委員と倉内委員にお願いいたします。
それでは、議題2「平成28年度瑞穂町国民健康保険特別会計の状況について」を議題といたします。この件について、事務局から説明願います。

(住民課長)

--- 住民課長から配付資料の確認 ---

それでは、決算内容について国保係長から説明いたします。

(国保係長説明)

「平成28年度瑞穂町国民健康保険特別会計の状況について」

(資料1)「平成28年度国民健康保険特別会計決算について」

(資料2)「税率状況と医療・後期・介護に関する支出額と税収額の比較について」
から説明

(資料3)「国民健康保険税額と一般会計その他繰入額との比較」から説明

--- 説明省略 ---

以上で説明を終わります。続いて健康係長より「平成28年度特定健康診査事業について」、小野税務課長より「平成28年度国民健康保険税の収納状況」について説明いたします。

(税務課長説明)

「平成28年度国民健康保険税の収納状況について」

(参考資料)「平成28年度国民健康保険税の収納状況」から説明

--- 説明省略 ---

(健康係長説明)

「平成28年度特定健康診査事業について」

(参考資料)「平成28年度事務報告書(抜粋)」から説明

--- 説明省略 ---

(議長)

以上で説明は終わりました。ご質問等ございましたら、お願いします。

(委員)

平成28年度歳入の他会計繰入金が昨年より2億円ほど大幅に減っているが原因は何か。

(住民課長)

説明させていただきます。平成28年度の決算の他会計繰入金の減少原因ですが、前期高齢者交付金と言いまして、平成20年度から国民健康保険に65歳以上の退職者が多く加入されるため、保険者間の医療費の不公平、不均衡を解消するために徴収したものが、前期高齢者負担金と言いますが、これの平成26年度の清算が平成28年度に行われました。交付されるべき額が、すでに交付された額を大幅に上回って清算されました。平成27年度の過年度追加交付が1,300万円であったのに比べ、平成28年度は1億4,000万円の追加交付があったのが、大幅な繰入金の減少の原因となっていると思われます。

その他に、毎年の税率改正や、他市に比べましても一般会計からの繰入金も多いので、この辺りも解消していくべきと考えています。

(議長)

他にご質問等、またはご意見等でもかまいません。よろしいでしょうか。この件はこれで終わりにしたいと思います。次に、(3)その他について、事務局から何かありますか。

(国保係長)

(3) その他「①今後の国民健康保険運営協議会開催予定日について」ご案内します。
平成28年度の国民健康保険税率を改定し、一般会計からの赤字補填の繰入金を抑制するために、保険税の税率改正を協議していただきます。次回の会議を12月中旬頃に町から改正案を提案させていただきます。来年1月中旬頃には、運営協議会の意見をいただくために、あと2回の会議を開催させていただきたいと思います。また、本日は火曜日に開催いたしましたが、次回以降も原則として火曜日、時間は午後1時30分から会議を始めたらいいか伺いたいと思います。開催日前には通知と、資料を送付させていただきたいと思います。
ここで、平成30年度制度改正の内容につきまして、住民課長から説明します。

(住民課長)

⑤ 参考資料 国民健康保険制度改革から説明
--- 説明省略 ---

(議長)

次回の開催予定及び、平成30年度の制度改正について質問があればお願いします。

(委員)

先ほど、平成30年度の制度改正について説明をいただきましたが、被保険者にとって具体的にどのように影響があるのか、掘り下げて説明をいただきたい。

(住民課長)

今回の説明では、主に東京都と瑞穂町の財政運営の話が中心となっていました。

平成30年度の改正は財政運営が大きく変わります。

今までの税率改正では、瑞穂町の医療費を支払うために、どれくらいのお金が必要か、万が一大きくなってしまった場合どれくらい必要かを考えていましたが、今後は東京都が全面的に医療費を支払うことになったため、瑞穂町がこれを心配することはなくなりました。そのため、医療費が足りないからといって被保険者からいただくことはありません。

被保険者の方に、大きな影響はないのですが、今後は、保険者が東京都に変更になりますので、高額療養費について、今までは町外へ転出するとリセットされてしまっていたものが、東京都内の住所の異動であれば金額を継続することができるようになりました。そのため、瑞穂町で支払いをしたものを引き継ぐことが可能となります。

(議長)

他にありますか。

(委員)

資料の中に、東京都から提示されている標準税率がありますが、徴収率が上がらず国保税が徴収できなかった場合に、なにか影響があるか。

(委員)

この質問に関連して、町の独自の取り組みやインセンティブ制度により将来的な金額が変わると聞きましたがどうでしょうか。

(住民課長)

東京都が納付金を決める際に、瑞穂町で30億必要であれば、東京都は瑞穂町ならば90%徴収できると仮定し、33億円の税金を集めなさいと提示してきます。そのため、町の徴収率が上がれば、町の負担は減少され、徴収率が減少すれば、町の負担が増えます。

しかし、東京都としては徴収率が上がろうが下がろうが納付金は変わらず、医療費の支払いも東京都からは行われるので、心配はありません。

また、瑞穂町と羽村市が同じ所得であれば、医療費がかかっていない市町村の方が納付金は安くなります。逆に医療費が同じであれば、所得が多い方の市町村は、納付金が多くなるとい

った仕組みになります。

そのため、健康診断などを活用していただき、健康な方が増えれば医療費が下がり、納付金も少なくなります。

(議長)

他にありますか。

特にないようですので、次の「②国民健康保険被保険者資格証について」お願いします。

(住民係長)

平成29年10月1日に保険証が更新になりましたが、5,798世帯に保険証を簡易書留で郵送いたしました。その内479世帯が3ヶ月の短期証平成28年度4期分以前に未納がある世帯になります。そのうち、滞納額が多い世帯については、資格証明書の交付を行いました。経過としては、国民健康保険資格証明書認定審査会を設置し、第1回の会議を6月20日(火)に開催し、40世帯を資格証交付世帯の対象としました。第2回の資格証明書認定審査会を7月19日(水)に開催し、最終的に資格証明書の交付世帯を33世帯に決定しました。10月30日現在2名が資格証明書から回復したため、対象は31件です。対象外としているのは、18歳未満の者がいる世帯、65歳以上の者がいる世帯は対象外としています。

また、特別事情で継続的に医療が必要な病気で、10割負担になることで治療ができなくなり、病気が悪化する恐れがある場合は資格証明書の対象外にしました。

以上で説明を終わります。

(議長)

資格証についての質問等はありませんか。

(委員)

平成29年度の資格者証の基準で変更点はありましたか。

(住民課長)

平成28年度までは40万円の未納額を基準にしておりましたが、今年度は35万円とさせていただきます。月に3万円程度納めていただくことにより納税交渉で短期証や通常証へ戻ることが可能な範囲であるとして定めています。先ほどの説明にもありましたが高齢者や18歳未満につきましては配慮している状況です。

(議長)

他になにかありますかでしょうか。

なければ「その他」については終わりたいと思います。以上で本日本日予定されていた議題につきましては、全て終了いたしました。

本日は皆さんお疲れさまでした。